

No.	質問	回答
1	伴走支援メニューにおける「海外渡航プログラムの企画・提供」で希望する渡航国について、取組を実施する国とは異なる国を希望することはできますか。それとも、本支援において渡航を希望する国と、取組を実施する国は同一である必要がありますか。	本プログラムにおける達成目標を踏まえて、戦略的・合理的な理由がある場合は、取組を実施する国と、海外渡航プログラムにおいて渡航を希望する国が異なっても問題ございません。
2	日本法人と業務委託契約を結ぶ海外現地法人を經由して支払う費用（現地要員の人件費や現地車両借上げに係る費用など）は、全体支出額の対象として認められますか。	取組を実施するに当たって、申請者（日本法人）と現地法人との関係性が一体であることが客観的に証明可能であり、申請者（日本法人）が現地法人の支出内容を正確に把握できる場合は、対象支出とすることが可能です。
3	応募書類のうち「直近2期分の決算資料（B/S、P/L、CF計算書）」について、会社の事業年度（1月1日～12月31日）の都合上、2025年分の決算が3月まで確定しないため、2023年及び2024年分の決算資料を提出する形で問題ないですか。	応募時点でご用意できる直近2期分の決算資料をご提出いただければ問題ございません。
4	弊社は100%子会社の米国法人を設立しているが、この米国法人による支出は、全体支出額の対象となりますか。	取組を実施するに当たって、申請者（日本法人）と現地法人との関係性が一体であることが客観的に証明可能であり、申請者（日本法人）が現地法人の支出内容を正確に把握できる場合は、対象支出とすることが可能です。
5	「応募できる取組は1件のみ」とありますが、1つの提案内容の中に、自社が展開する複数の事業を組み合わせた内容を1つの取組として、応募することは可能でしょうか。	複数の事業に並行して取り組むことでシナジーが生まれ、本プログラムの目的である「スタートアップのグローバルなスケールアップの実現」に繋がる1つの取組として判断できる場合は、応募可能です。
6	東京都外に本社があるスタートアップでも応募は可能でしょうか。	将来的に東京において事業展開を行う意思がある場合は、応募可能です。 なお、Sushi Tech Global Startupsの要件として「⑤東京において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること」が含まれており、本プログラムの審査項目として「支援意義（東京への還元）」が含まれていることに留意してください。
7	他の補助金・助成金等をすでに受けている事業・プロジェクトで、本プログラムに応募することは可能でしょうか。	他の補助金・助成金等をすでに受けている事業・プロジェクトで、本プログラムに応募いただいても問題ございません。ただし、他の補助金・助成金等をすでに受けている（又は受ける予定である）支出を、本プログラムにおける全体支出額の対象として計上することはできません。また、すでに採択を受けている他の補助金・助成金等の方で、採択事業について異なる補助・助成事業等（例えば本プログラム）への申請・計上を認めていないケースがありますので、ご留意ください。
8	【様式2】資金計画書（内訳明細）の「執行予定時期」を記載する際、令和8年度から令和9年度にまたがる支出については、具体的にどのような形式で記載すべきでしょうか。「令和8年9月～令和9年9月」のように、全体の期間を記載することで問題ないでしょうか。	原則として、各支出が発生する具体的な時期（支出予定年月）が分かるように記載してください （記入例：「令和8年9月」） 具体的な支出予定年月が分からない場合や中長期にわたって支出が発生する場合等は、可能な限り具体的な期間をご記載ください。 （記入例：「令和8年12月～令和9年1月」）
9	全体支出額の算定において、従業員の人件費だけでなく、取締役や執行役員（委託契約）の人件費を「直接人件費」として計上することは可能でしょうか。また、全体支出額を大きく設定するために、これらの役員報酬を積極的に計上するべきでしょうか。	取締役や執行役員（委託契約）についても、本プログラムで実施する取組に直接従事する実務実態がある場合は、直接人件費（委託契約の場合は委託費）として計上することは可能です。なお、役員報酬等の人件費については、実務実態に則して、適切に計上いただくようお願いいたします。
10	本プログラムの資金サポート（協定金）を活用して取得した設備は、プログラム終了後も一定期間、売却や廃棄が制限される「処分制限財産」に該当しますか。また、制限がある場合の期間を教えてください。	本プログラムで提供する資金サポート（協定金）は、特定の用途に対して提供する資金ではなく、各社が設定したKPIの達成状況に応じて金額を決定し、成果創出へのインセンティブとして支払うものになります。一方で、本プログラムを契機に取得し、本プログラムの用に供していた設備等は、基本的には減価償却期間を経過する前の処分を控えていただくことを想定しています。

No.	質問	回答
11	本プログラムの資金サポート（協定金）を活用して海外拠点に設置した設備について、現地事業からの撤退に伴い、設備の処分や移動が必要となった場合、都への承認申請や協定金の返還義務は生じますか。	本プログラムで提供する資金サポート（協定金）は、特定の用途に対して提供する資金ではなく、各社が設定したKPIの達成状況に応じて金額を決定し、成果創出へのインセンティブとして支払うものになります。一方で、本プログラムを契機に取得し、本プログラムの用に供していた設備等は、基本的には減価償却期間を経過する前の処分を控えています。ただし、現地事業からの撤退など、当初の事業計画から大幅な変更が発生する場合は、事前に都及び運営事業者へ報告・相談いただき、協定金の取り扱いについて協議いただくことを想定しています。
12	業務委託費として計上可能な業務内容に制限はありますか。成果物の有無（納品物がある業務／助言・支援等の継続的業務）や、契約形態（月額契約／プロジェクト単位）による可否の違いがあれば教えてください。また、海外の法人や海外の個人に業務委託を行う際の留意点があれば教えてください。	本プログラムの目的に資する業務内容であれば、成果物の有無や契約形態に基本的には制限はありません。ただし、成果物がない業務委託の場合でも、業務委託の内容を示す証憑（業務報告書や作業日誌等）は必要です。また、月額契約により毎月一定額の支出が発生する場合、プログラム期間外に支払われる支出は対象外となります。海外の法人や海外の個人への業務委託の場合でも、業務内容・支出金額等が明確に把握できるよう、契約書、請求書、振込証明書等の証憑は適切にご準備いただくようお願いいたします。
13	プログラム期間内に実施した業務であっても、実際の支払が次年度になる場合の取り扱いはどうなりますか。資金計画書の作成にあたり、支払日と発生日のどちらを基準とすべきでしょうか。	本プログラムの全体支出額として計上できる支出は、原則として「プログラム期間内に実施し、支払が完了する支出」である必要があります。実際の支払が次年度になる場合は、次年度の支出として、資金計画を作成してください。
14	プログラム期間内に出願を行う海外特許に係る支出（出願料、代理人費用、翻訳費等）は全体支出額の対象となりますか。期間内に登録が完了しない場合や、拒絶対応等の関連支出の扱いについても教えてください。	「プログラム期間内に実施し、支払が完了する支出」であれば、全体支出額の対象となります。また、出願料のほか、現地代理人、翻訳、中間応答（補正・拒絶対応）等の関連支出も対象となります。なお、審査結果や登録完了がプログラム期間外となる場合でも、期間内の活動にかかる支出であれば計上可能です。ただし、プログラム期間終了後に発生する登録料や維持費等は対象外となります。
15	一次審査（書類選考）で提出した資料を、二次審査（プレゼンテーション）の際に最新の内容へ更新したり、差し替えたりすることは可能でしょうか。	原則として、提出した資料の更新や差し替えは認められません。ただし、提出した資料について、運営事業者からのヒアリングの実施や資料の修正依頼等を行う場合があります。
16	本プログラムを通してグローバル展開を行うに当たり、対象となる国や地域に制限はありますか。	グローバル展開の対象とする国や地域に特段の制限はありませんが、安全上の懸念がある国・地域等での活動は対象外となる場合があります。
17	応募申請書（プレゼン資料）に記載する会社紹介欄の「市場規模」には、本プログラムでスケールアップを目指す特定の製品の市場規模を記載するべきでしょうか。あるいは会社全体のプロダクト・事業が狙う市場規模を記載すべきでしょうか。	本プログラムで支援を受ける取組及びプロダクトに関連する市場規模をご記載ください。加えて、会社全体の立ち位置や成長性を示すために、会社全体の事業・プロダクトが狙う市場規模を併記することは可能です。
18	応募申請書（プレゼン資料）に記載する会社紹介欄の「成長シナリオ」について、本プログラムの支援期間（最長18か月）を超えた長期的な展望を記載しても問題ないでしょうか。	問題ありません。会社紹介欄における成長シナリオでは、プログラム終了後の成長シナリオやExitを見据えた中長期的なビジョンを提示してください。
19	応募時の資金計画書の作成において、外注費や設備購入費などの根拠となる見積書の提出は必要でしょうか。	原則、応募時点では必要ありません。ただし、資金計画の妥当性を確認するため、積算根拠となる資料等の提出を追加で依頼する場合があります。
20	応募時点の全体支出額（見積額）に対して、全体支出額（実績額）が上回った場合、又は下回った場合、資金サポート（協定金）の支払額はそれぞれどのようになりますか。	応募時点の全体支出額（見積額）に対して、全体支出額（実績額）が下回った場合、プロジェクト実施に係る全体支出額（実績額）を超えない範囲で、資金サポート（協定金）の金額を決定し、支払を行います。また、応募時点の全体支出額（見積額）に対して、全体支出額（実績額）が上回った場合でも、応募時点で設定した資金サポート（協定金）の上限額以上の金額は支払われません。

No.	質問	回答
21	現在、正式なOF計算書を作成していないのですが、応募にあたり必ず提出しなければならない資料でしょうか。	原則として提出が必要です。作成していない場合は、直近の決算書等を踏まえて作成の上、提出してください。
22	選考において現時点での海外事業実績はどの程度重視されますか。また、将来的な海外展開を見据えた国内での開発や事業提携などの取組も支援の対象となりますか。	これまでの海外事業実績よりも、本プログラムを通じた今後のグローバルなスケールアップの可能性を重視して審査いたします。詳細は、募集要項「6. 審査基準」の審査項目をご確認ください。また、将来の海外展開に直結する国内での活動（開発や事業提携等）も、支援の対象となります。
23	ある支払期において、当初の執行予定時期より支出の進捗が遅れたものの、KPIは達成できた場合、控除された金額は、次回支払期以降の支払金額に反映されて、協定金として支払われるという理解でよいでしょうか。	ある支払期において、支出の進捗が遅れたことで、全体支出額（確定額）の累計金額が、達成したKPI連動額の累計金額を下回った場合、控除された金額は実績繰越として、次回支払期以降の支払金額に反映され、全体支出額（確定額）の累計金額がKPI連動額累計金額を上回ったタイミングで支払われます。
24	様式第3号などの提出書類に対する押印の規定はありますか。社印（角印）での対応で問題ないでしょうか。	原則として、登録に係る代表者印による押印をお願いいたします。
25	本プログラムの経理や事務のみに従事する担当者を雇用、または業務委託する場合、その人件費や委託費は対象支出となりますか。	本プログラムにおける取組を進めるために必要な人件費・業務委託費であれば対象とすることが可能です。ただし、本プログラムとは関係のない他の事業における業務を兼務する場合は、従事実態に基づいた本プログラムに係る実績部分の算出が必要となります。
26	協定書において「成果報告書の権利は甲（東京都）に帰属する」とありますが、提出した報告書は具体的にどのように取り扱われる可能性があるのでしょうか。	本プログラムにおける成果を都民等に広く周知する際に、成果報告書の内容を活用させていただく場合があります。具体的な記載内容については、採択後、協議いたします。
27	米国子会社などの海外現地法人が主体となって行う支出（現地での採用活動、法務、業務委託、現地国内出張、マーケティングに係る支出等）は、本プログラムの対象支出として認められますか。	取組を実施するに当たって、申請者（日本法人）と現地法人との関係性が一体であることが客観的に証明可能であり、申請者（日本法人）が現地法人の支出内容を正確に把握できる場合は、対象支出とすることが可能です。
28	「グローバル×スケールアップに必要な4要素」や「AI×ヘルスケア」等の重点分野において、運営事業者が提供可能な支援の範囲や専門性、リソース量などを判断するための参考情報はありますか。	募集要項の別紙1をご参照ください。その他具体的な支援メニューについては、採択後の面談等を通じて、各事業者の課題等に合わせてオーダーメイドで構築いたします。
29	本プログラムの支援内容に含まれる「海外渡航プログラム」に係る費用は、資金計画（全体支出額）の中に支出として計上する必要がありますか。	各社1回まで提供する「海外渡航プログラム」に係る費用は、各社50万円（税込）を上限とし、運営事業者から支払うため、資金計画書の全体支出額には計上しないでください。ただし、当該プログラム以外の海外渡航に係る支出については、資金計画（全体支出額）に計上してください。
30	「海外渡航プログラム」に係る渡航費用の支援には、各社50万円（税込）の上限がありますが、この上限を超えるような規模・内容の企画を、提案・希望することは可能でしょうか。	可能です。また、各社50万円の上限を超える場合は、超える部分の支出を資金計画における全体支出額に計上してください。
31	応募申請書（プレゼン資料）に記載する今後の資金調達予定やEXIT想定について、NDA締結前の段階ですが、どの程度の情報を開示するべきでしょうか。	応募者のグローバルな成長の可能性等を判断するための情報となりますので、可能な範囲での開示をお願いします。なお、提出された書類・情報は、応募者の許諾なしに、本プログラムにおける審査以外の目的に使用されることはありません。

No.	質問	回答
32	本プログラムは最長18か月の期間設定が可能とのことですが、スタートアップとしての成長スピードを優先し、令和8年度内に全ての支出およびKPI達成を完了させる計画で応募しても問題ないでしょうか。	問題ありません。 各社の成長戦略に合わせて、適切な期間を設定してください。
33	対象外支出として「資産となる支出」が挙げられていますが、本取組に直接関連する設備投資（例：海外拠点での生産設備増強等）は、全体支出額に計上することが可能でしょうか。	本プログラムで実施する取組に直接関係する設備投資であれば、計上可能です。
34	本取組に関連して取得した資産について、プログラム終了後の処分制限などはありますか。また、故障や破損等によりやむを得ず処分が必要となった場合の扱いはどうなりますか。	本プログラムで提供する資金サポート（協定金）は、特定の用途に対して提供する資金ではなく、各社が設定したKPIの達成状況に応じて金額を決定し、成果創出へのインセンティブとして支払うものになります。一方で、本プログラムを契機に取得し、本プログラムの用に供していた設備等は、基本的には減価償却期間を経過する前の処分を控えていただくことを想定しています。 ただし、現地事業からの撤退や故障・破損等の発生など、当初の事業計画から大幅な変更が発生する場合は、事前に都及び運営事業者へ報告・相談いただき、協定金の取り扱いについて協議いただくことを想定しています。
35	グローバル展開を目的とした取組の中で、以下の内容は対象となりますか。 ① グローバル展開を見据えた、日本国内での新製品の検証やPoCの実施 ② 海外事業を統括する人材の採用※当該人材は日本国内に在住して活動する予定	①対象となります。本プログラムで実施する国内での検証・PoCがどのようにグローバル展開に繋がるか等の説明を、応募申請書（プレゼン資料）にご記載ください。 ②本プログラムで実施する取組に従事する実態がある場合は、居住地を問わず、対象となります。
36	本プログラムの運営事業者や支援者ネットワークから受けるアドバイスや支援について、その費用を自社の資金計画（全体支出額）に「業務委託費」等として計上する必要はありますか。あるいは、支援メニューの範囲内として計上は不要でしょうか。	計上は不要です。本プログラムの運営事業者及び支援者ネットワークによる支援は、原則無償で提供します。
37	メーカー（海外・国内）に対して、開発用原料を無償支給して試作を委託する場合、協定金請求時の証憑として、出荷書類（Shipping Invoice等）の提示のみで問題ないでしょうか。あるいは、受領確認書や成果物の受領報告等の付随書類が必要でしょうか。	原則として、「出荷」と「受領」の双方が確認できる書類が必要です。 出荷書類（Shipping Invoice等）に加えて、送付先メーカーによる受領印がある受領確認書、又は受領を確認できるメール等の記録を保管してください。
38	KPIとして「展示会での商談数」を設定する場合、その達成を証明する証憑として、自社規定の商談管理シートを活用することは可能でしょうか。	可能です。商談の内容（展示会名、商談日時、開催場所、相手先企業の名称・担当者名、対応した担当者名、商談の概要等）が分かる議事録等を任意の様式でご用意ください。
39	「海外売上比率の向上」のアウトカムKPIを設定し、プログラム期間内に売上が全く上がらなかった場合、その達成率は一律で「0%」とみなされるのでしょうか。もしくは、KPIに対する必要アクションの達成度合いに応じて進捗率が評価されるのでしょうか。	KPIの達成状況に応じて定量的に評価し、協定金の金額を決定します。 （例：アウトカムKPIとして「海外売上比率の向上」を設定（目標：25%、協定金見込額10,000千円）し、プログラム終了時点で実績が0%だった場合、本アウトカムKPIにおける協定金の金額は0円となります。また、プログラム終了時点で実績が10%だった場合、本アウトカムKPIにおける協定金の金額は、10,000千円×10%÷25%=4,000千円となります。）
40	アウトカムKPI及びアウトプットKPIの各項目に協定金見込額を割り当てる際、金額設定における基本方針はありますか。	アウトカムKPI連動額の合計金額は3,000万円以上、アウトプットKPI連動額の合計金額は最大1億7,000万円、各アウトプットKPI連動額は原則として1,000万円以上となるように設定してください。KPI項目ごとの金額の配分については、各KPIの重要度や優先度、そのKPIを達成するために必要なリソース等を総合的に踏まえて、設定してください。
41	直接人件費は全体支出額の25%以内という制限がありますが、外注費やその他の支出項目についても、構成比率に関する上限は設けられていますか。	直接人件費以外の支出については、全体支出額に対する比率の上限はありません。

No.	質問	回答
42	<p>委託費のうち対象外となる「全部又は主要な部分を一括して委託する場合」について、具体的な判断基準を教えてください。自社の開発方針・技術指針に基づき、特定の工程や開発要素を外部委託することは、プロジェクトの主導権が自社にある限りにおいて、本プログラムの対象として認められるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>「主要な部分」とは、企画立案、開発方針・技術指針の策定、開発プロセスの管理、最終的な品質管理・評価などを指します。主要な部分以外の、特定の工程や開発要素を外部へ委託する支出については、全体支出額の対象として認められます。</p>
43	<p>市場調査や展示会出展等を進めるに当たって、外部リソース（業務委託等）を利用する場合、その支出額・支出割合に上限はありますか。</p>	<p>取組を進めるに当たって必要な外部リソース（業務委託等）について、その支出額・支出割合に対する上限はありません。</p>